

古賀市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、
令和8年5月11日付けで提出された住民監査請求について監査を実施したの
で、同条第5項の規定により、別紙のとおり監査結果を公表する。

令和8年7月8日

古賀市監査委員

大西 宗

古賀市監査委員

結城 弘明



8古監発第47号

令和8年7月8日

請求人 様

古賀市監査委員 大西 宗

古賀市監査委員 結城 弘明

古賀市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和8年5月11日付けで提出された古賀市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第5項に基づき、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受理

1 請求の内容等

(1) 請求書の提出日

令和8年5月11日

(2) 請求人

住所 略

氏名 略

(3) 請求の概要

措置請求書及び請求人陳述の内容によれば、本件措置請求の概要は次のとおりである。

古賀市は、株式会社SALT（旧：株式会社スマートデザインアソシエーション）との間で古賀市インキュベーション促進委託契約を締結し、快生館の運営等を委託していた。快生館の運営により得られた収入（以下「利用料収入」という。）について、株式会社SALTは、令和3、4年度は利用料収入の全額を、令和5年度は覚書に基づき利用料収入の8割を、令和6年度は覚書に基づき利用料収入の7割を受け取った（以下、令和5年度の利用料収入に関する覚書（以下「令和5年度の覚書」と

いう。)と令和6年度の利用料収入に関する覚書(以下「令和6年度の覚書」という。)を合わせて「本件各覚書」という。)

しかし、快生館の運営に係る人件費その他経費を古賀市が負担していることからすれば、株式会社SALTに利用料収入を取得させることは不合理であって、本件各覚書の締結及び本件各覚書を前提とした委託料の支出は不当である。これにより、古賀市には、令和3年度から令和6年度までに合計約3,300万円の損害が発生した。

よって、本件各覚書の契約者である古賀市長及び本件各覚書の決裁権者である古賀市副市長に対し、株式会社SALTが令和6年度までに受け取った利用料収入の合計約3,300万円を補填するよう求める。

なお、情報開示請求で本件各覚書に関する資料を受け取ったのが令和7年9月25日であり、その日から1年以内に古賀市職員措置請求を行っているため、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」がある。

(4) 事実証明書

- ・古賀市情報公開条例に基づき開示された覚書等の写し
- ・利用料収入に関する補足資料
- ・契約相手方である株式会社SALTに関する補足資料
- ・こが市議会だより第111号(令和7年5月20日発行)
- ・「古賀市の負担額」で始まる補足資料(令和8年6月8日に追加提出)

2 請求の要件審査

措置請求書が法第242条第1項が規定する要件を具備しているものと認め、令和8年5月11日付けにて受理した。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

(1) 陳述機会の付与

監査委員は、令和8年6月8日、法第242条第7項に基づき、請求人に陳述の機会を与えた。

(2) 陳述の要旨(不当を主張する点)

- ①株式会社SALTは、令和3、4年度は利用料収入の全額を、令和5年度は覚書に基づき利用料収入の8割を、令和6年度は覚書に基づき利用料収入の7割を受け取った。
- ②覚書を締結した理由について増員分の人件費を折半して負担するためであるとの説明があったが、人件費の計算方法が不明である。また、2023年4月から開館時間が2時間短縮され、人件費は削減されるはずである。さらに、株式会社SALTの見積書には、コミュニティマネージャー2名分の人件費の記載があり、その内

容で契約が締結されていることからすれば、古賀市の覚書に関する説明は虚偽の疑いがある。

③経営戦略課職員と株式会社SALTで協議を重ねた結果、利用料収入の配分割合を決定したとの説明があったが、情報開示請求の結果、利用料収入の割合を決定するにあたって議事録や報告書の公文書が一切存在しないとの回答があった。また、議事録等が存在しない理由を担当部署である経営戦略課に問い合わせたが回答できなかった。

④株式会社SALTとの協議に市長や副市長は同席していないとの回答があったが、同席していないことについて根拠が示されなかった。他方で、副市長が覚書について決裁し、覚書には市長印が押されている。

⑤よって、株式会社SALTが利用料収入の合計3,300万円を取得したことは不当である。

(3) 求める措置の内容

株式会社SALTは、令和3年度から令和6年度までの利用料収入の合計3,300万円を不当に受け取っており、古賀市が損害を被っていることが予測されるため、古賀市長及び古賀市副市長に対し、不当な支出と同額の補填を請求する。

(4) 法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」に該当することについて
覚書は市議会含め市民に対して一切公表されておらず、請求人が情報開示請求で覚書の資料を受け取ったのが令和7年9月25日であったこと、市に対し質問を繰り返したものの納得できる回答を得られず時間が経過したことから、本件措置請求は、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」に該当する。

2 監査の対象事項

監査の対象は、

①本件措置請求が法第242条第2項ただし書の要件を満たすか

②本件各覚書の締結及び本件各覚書を前提としてなされた委託料の支払いに違法又は不当な点があるか
とした。

3 監査の手続

措置請求書の監査の手続について、監査対象部局を総務部経営戦略課とし、関係書類の提出を求めることとした。

第3 事実確認について

請求人が提出した事実を証する書面、総務部経営戦略課が提出した関係書類等により、次の事実があったと認められる。

記

令和3年9月 1日	古賀市インキュベーション促進委託の契約書締結（令和8年3月31日までの長期継続契約であって、仕様書において令和3、4年度の委託料の額は各年度の契約額とすることとされており、利用料収入の全額を株式会社SALTが受け取るものとされていた。）
令和5年4月 1日	令和5年度委託料の支出負担行為決議書起票
令和5年4月27日	令和5年度委託料の支出命令書起票（1回目）
令和5年5月17日	令和5年度委託料（1回目）12,760,000円を支払い
令和5年6月 1日	市と株式会社SALTとの間で令和5年度の覚書を締結
令和6年4月 1日	市と株式会社SALTとの間で令和6年度の覚書を締結
令和6年4月 1日	令和6年度委託料の支出負担行為決議書起票
令和6年4月12日	令和5年度委託料の支出命令書起票（2回目）
令和6年4月26日	令和5年度委託料（2回目）10,956,000円を支払い
令和6年5月 9日	令和6年度委託料の支出命令書起票（1回目）
令和6年5月22日	令和6年度委託料（1回目）12,760,000円を支払い
令和7年3月 5日	令和7年古賀市議会第1回定例会の古賀市予算審査特別委員会（第3日）において、覚書について議員から質疑がなされる
令和7年3月31日	令和6年度委託料の支出負担行為契約変更決議書起票
令和7年5月 8日	令和6年度委託料の支出命令書起票（2回目）
令和7年5月20日	こが市議会だより第111号（令和7年5月20日発行）に覚書について記載される
令和7年5月21日	令和6年度委託料（2回目）9,823,000円を支払い
令和7年9月25日	情報開示請求を受け、請求人に、本件各覚書（案）の部分開示決定を通知
令和8年5月11日	請求人が古賀市職員措置請求書を提出、受付

以上

第4 本件措置請求に対する監査について

1 本件措置請求が法第242条第2項ただし書の要件を満たすか否か

(1) 問題の所在

第3に記載のとおり、令和5年度の覚書の締結及び委託料の支払い、令和6年度の覚書の締結及び委託料の1回目の支払い（以下「本件財務会計上の各行為」という。）から1年以上経過して本件措置請求がなされており、法第242条第2項本文が規定する請求の期間を徒過している。

この点について、請求人は、情報開示請求で本件各覚書に関する資料を受け取ったのが令和7年9月25日であり、その日から1年以内に古賀市職員措置請求を行っているため、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があると主張することから、以下、「正当な理由」の有無について検討する。

(2) 「正当な理由」について

法第242条第2項の「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて措置請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に措置請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和63年4月22日判決、最高裁平成14年9月12日判決）。

(3) 本件の検討

第3に記載のとおり、令和7年3月5日に実施された予算審査特別委員会において議員から覚書に関する質疑がなされ、同年5月20日に発行されたこが市議会だよりには覚書の内容が記載されていると認められる。そうすると、請求人は、遅くとも令和7年5月20日時点において、本件措置請求をするに足りる程度に覚書の存在及び内容を知ることができたと認められる。そして、請求人は、その後に情報開示請求等によって調査を行うことが可能であったところ、本件措置請求は令和8年5月11日に行われており、上記の時点から相当な期間を経過した後になされたものである。

したがって、本件財務会計上の各行為について、相当な期間内に措置請求がなされたと認めることはできない。よって、これらに関する措置請求については、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

(4) 結論

以上より、令和5年度の覚書の締結及び委託料の支払い、令和6年度の覚書の締結及び委託料の1回目の支払いについては、法第242条第2項ただし書に規定する措置請求の要件を欠き、不適法であるため、却下する。

2 令和6年度の委託料の2回目の支払いに違法又は不当な点はあるか

(1) 問題の所在

令和6年度の委託料の2回目の支払いは令和7年5月21日になされており、その1年以内に本件措置請求が行われている。そこで、令和6年度の委託料の2回目の支払いに違法又は不当な点があるか検討する。

(2) 本件の検討

令和6年度の委託料の2回目の支払いについて、関係書類を確認したところ、支出命令に基づき、古賀市財務規則及び古賀市事案決裁規程の手順に則り適正に処理したうえで支出がなされていることを確認した。

なお、令和6年度の委託料の支払いの前提となった覚書の当否については、請求の期間を経過しており、措置請求の対象とならないことは前述のとおりである。

(3) 結論

よって、令和6年度の委託料の2回目の支払いについては、請求人の請求に理由がないと判断し、棄却する。

以上